

令和 7 年度 厚木市健康食育推進協議会 第 1 回会議録

会議主管課	健康こどもみらい部 健康医療課
会議開催日時	令和 7 年 6 月 19 日（木） 午後 3 時から午後 4 時まで
会議開催場所	保健福祉センター 5 階会議室 501
出席者	＜厚木市健康食育推進協議会委員 15 人＞ ＜事務局 5 人＞ 健康こどもみらい部長、健康医療課長、 健康医療係長、同主査、同主事
会議要旨	・ 委嘱状交付（改選委員） ・ 案件 （1）第 3 次健康食育あつぎプラン令和 6 年度事業報告 及び令和 7 年度事業計画について （2）第 3 次健康食育あつぎプラン最終評価に係るアンケート 調査について （3）（仮称）厚木市健康づくり推進条例の制定について （4）その他
説明者	健康医療係長、同主事
傍聴者	なし

委員 15 人中 15 人出席（過半数）により会議は成立
（1 人 WEB 会議での出席）

会議の経過は、次のとおりである。

1 開会 ※開会前に委嘱状交付済

資料の確認、協議会の役割、組織運営等について、事務局より説明

2 案件

- (1) 第 3 次健康食育あつぎプラン令和 6 年度事業報告及び令和 7 年度事業計画
について

会 長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料 1 に沿って説明

会 長 事務局の説明が終わったので、質疑に入る。

委 員 87 自殺予防対策事業とはどのようなものか。

事務局 地域における自殺予防対策を推進するため、当事者やその家族に対する当事者支援、自殺予防に関する環境づくりとして、こころの問題や自殺予防に関する知識の普及を実施することを目的としている。

事業内容は、自殺予防のための臨床心理士による、こころの健康相談を面接又は電話にて実施する(予約制)。随時、保健師等による心や体の健康に関する相談に応じる。また、We b で気軽に利用できるセルフメンタルチェックのサービスを提供する。心の不調や自殺に傾く人のサインに気づき、対応することができる人(ゲートキーパー)を養成することである。

会 長 御意見等がなければ、案件(1)について、終了とする。

(2) 第 3 次健康食育あつぎプラン最終評価に係るアンケート調査について

会 長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料 2 ～ 6、3 - 1、4 ・ 5 - 1、参考資料 1 に沿って説明

会 長 事務局の説明が終わったので、質疑に入る。

委 員 中学生は、設問によって回答が難しいところもあるが、前回調査時は、適正な回答ができていたのか。

事務局 前回調査時の回答は、全体的に有効回答として反映されている。

委 員 アンケートを実施する頻度は、どのくらいか。

事務局 プランの改定時に必ず実施している。前回は、令和元年度に実施して、令和２年度に現行プランを策定している。

委 員 アンケートは無作為抽出とあるが、実際、身内に障がい者がいるが、障がいがある市民は、障がいの状況によっては、回答が困難であり、そのような状況に限って、市が実施しているアンケート調査が複数郵送されることについて、何かできないのか。

事務局 障がい者で、回答ができる方、回答できない方を抽出したうえで、無作為抽出することは、難しい。本事業は、年代によってカテゴリーを分けているが、様々な方に回答していただきたいと考えている。

※（追記）本アンケートについては、同一年度で、他課から無作為アンケート調査対象者の方は、選ばれないよう条件を付して、無作為でアンケートを実施する予定。

委 員 中学生以上の設問で「あなたは、どのような予防接種を受けられるか知っていますか。」の回答において、どのような統計をとっていくのか。

事務局 ワクチン接種については、多種多様であり個人の自由を尊重したうえで、自分自身がどのような接種を受けることができるのかという認知度を図り、今後本市においてもワクチン接種における周知方法を検討する際の統計となると考えている。

会 長 御質問等がなければ、続いて案件(3)へ移る。

(3) (仮称)厚木市健康づくり推進条例の制定について

会 長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 参考資料2に沿って説明

会 長 事務局の説明が終わったので、質疑に入る。

会 長 御意見等がなければ、案件(3)について、終了とする。

(4) その他

会 長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 次回の開催時期について

会 長 事務局の説明が終わったので、御意見、御質問があれば、お願いしたい。

会 長 御質問等がなければ、案件(4)について、終了とする。
以上をもって本日の案件は、全て終了する。

【会議終了 午後4時】